

文化審議会著作権分科会法制度小委員会

「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」
に関する意見（2020年12月21日提出）

一般社団法人日本映像ソフト協会

（1）総論（第1章：問題の所在及び検討経緯を含む）

「本中間まとめ」で用いられている「複製」は、「複写」「デジタル複写」であることを明記していただくよう要望いたします。

「本中間まとめ」では「（1）入手困難資料へのアクセスの容易化（法第31条第3項関係）、（2）図書館資料の送信サービスの実施（法第31条第1項第1号関係）」という2つの課題について、幅広い関係者（図書館等関係者、研究者（図書館等の利用者）、権利者）からのヒアリングを行った上で、集中的に議論を進めてきた」と記されています。

（1）法31条3項については、文化庁長官官房著作権課の「解説 著作権法の一部を改正する法律（平成24年改正）について」（コピライト No.618, 2012年10月号）25頁で以下のように解説しています。

「同項は対象となる著作物の種類を限定していないため、条文上は、書籍だけでなく映像や音楽も電子化の対象となるが、国立国会図書館と関係団体間の合意により、実務上は、書籍等の出版物のみが電子化の対象とされている。」

また、法31条3項は、図書館間の資料貸出しをデジタル・ネットワーク化に対応して行うことができるようにする趣旨だと思われそうですが、国立国会図書館資料貸出規則45条2号、19条1項で映像資料は図書館間の資料貸出しの対象とされていません。

（2）法31条1項1号については、国立国会図書館資料貸出規則第4章のタイトルは「複写」とされております。

著作権法2条1項15号柱書では、複製を「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。」と定めており、「複製」には「録画」が含まれるわけですが、「本中間まとめ」は「複製」のうち「複写」についてまとめられたものと拝察いたします。

（3）「本中間まとめ」は、図書館関係者、図書館利用者、権利者からヒアリングを実施しておまとめになられたもので、短期間の集中審議でおまとめになられた関係者各位

に深く敬意を表するものです。

権利者側では、「複製」の対象となる著作物の権利者団体である、学術著作権協会、日本写真著作権協会、日本書籍出版協会・日本雑誌協会、日本新聞協会、日本美術著作権連合、日本文藝家協会及び日本漫画家協会からヒアリングを行い、おまとめになられたものと承知をしております。

以上の理由から本報告書の「複製」には「録画」は対象ではないことを明記していただきますようお願いいたします。

(2) 第2章第1節：入手困難資料へのアクセスの容易化（31条3項関係）

②制度設計等

(オ) 国立国会図書館から送信される入手困難資料に係る公の伝達権の制限

「本中間まとめ」11頁・12頁では、国立国会図書館からの送信を受信して行う公衆伝達について明示的に公の伝達権を制限する規定を設けるべきとしています。

現行法上の公衆伝達権の明示的制限規定は法38条3項がありますが、この規定は、現行法制定当時から「条約との関係等からかなり苦しい条文」（伊藤正己ほか「新著作権法セミナー〔第7回〕—著作権の制限（つづき）—」ジュリスト474号131頁〔佐野文一郎発言〕（1971））との指摘がありました。

国立国会図書館からの送信を受信して行う公衆伝達について、新たに公衆伝達権の明示的規定を設ける場合には、法38条3項とは別個の規定としていただくよう要望いたします。

(3) 第2章第2節：図書館資料の送信サービスの実施（31条1項1号関係）

①対応の方向性

「本中間まとめ」14頁では、「権利者の利益保護の観点から厳格な要件を設定すること及び補償金請求権を付与することを前提とした上で、図書館等が図書館資料のコピーを利用者にFAXやメール等で送信することを可能とすることとする。」としています。

その立法事実は、「本中間まとめ」13頁で述べられている国立国会図書館の「複製サービス」や公共図書館・大学図書館の「複製サービス」の運用実態とこのサービスをFAXやメールでも行ってほしいとの要望の存在だと思われます。

「図書館休館対策プロジェクト」の要望先を拝見しても、そのご要望は「複製サービス」に関わるものだと拝察されます。

現行30条1項3号は、複製のうち「デジタル方式の録音又は録画」だけを規定した立法例であり、複製のうち「複製」だけを規定することは可能だと思われます。

したがって、現行の法30条1項1号は、「複製」と規定していますが、少なくとも改正する条文では「複製」のうちの「複写」であることを明示していただくよう要望いたします。

以上